

我孫子市開発行為等運用・審査基準の一部を改正する告示

我孫子市開発行為等運用・審査基準（平成24年告示第46号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
第19 省令第60条証明		第19 省令第60条証明	
（開発行為又は建築に関する証明書等の交付） 省令第60条 略 2 略		（開発行為又は建築に関する証明書等の交付） 省令第60条 略 2 略	
1 本文 略		1 本文 略	
(1)から(7) 略		(1)から(7) 略	
参考 政令第21条各号で定める適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物		参考 政令第21条各号で定める適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物	
号	建築物	号	建築物
1の項から6の項まで 略	略	1の項から6の項まで 略	略
7	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設である建築物又は <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第3条に規定する漁港施設である建築物	7	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設である建築物又は <u>漁港漁場整備法</u> 第3条に規定する漁港施設である建築物
8の	略	8の	略

項から26の項まで略	
27	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法 第16条第1項第1号 に掲げる業務の用に供する施設である建築物
28の項から31の項まで略	略

第20 開発許可の申請

1及び2 略

3 申請書は、次に掲げる図書により作成する。

(1) 書類（各書類にはインデックス（書類名入り）を貼付する。）

ア及びイ 略

書類の名	様式	内容	摘要
------	----	----	----

項から26の項まで略	
27	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法 第16条第1号 に掲げる業務の用に供する施設である建築物
28の項から31の項まで略	略

第20 開発許可の申請

1及び2 略

3 申請書は、次に掲げる図書により作成する。

(1) 書類（各書類にはインデックス（書類名入り）を貼付する。）

ア及びイ 略

書類の名	様式	内容	摘要
------	----	----	----

称				称			
許可申請書の項から資金証明書の項まで略	略	略	略	許可申請書の項から資金証明書の項まで略	略	略	略
開発行為施行同意書	規制に関する規則様式第4号	同意権者とは、開発区域内の土地又は工作物の所有者、仮登記権者、抵当権者、その他当該土地又は工作物の利用に	・開発区域内の土地又は工作物の所有者、仮登記権者、抵当権者、その他当該土地又は工作物の利用に関する権利を有する者は、実印を押印するとともに印鑑証明書(原本	開発行為施行同意書	規制に関する規則様式第4号	同意権者とは、開発区域内の土地又は工作物の所有者、仮登記権者、抵当権者、その他当該土地又は工作物の利用に	・開発区域内の土地又は工作物の所有者、仮登記権者、抵当権者、その他当該土地又は工作物の利用に関する権利を有する者は、実印を押印するとともに印鑑証明書(原本

		<p>関する権利を有する者及び開発区域に隣接する土地所有者とする。</p>	<p>を正本、写しを副本とする。)を添付すること。</p>			<p>関する権利を有する者及び開発区域に隣接する土地所有者とする。</p>	<p>を正本、写しを副本とする。)を添付すること。<u>なお、開発許可を受けようとする者が当該開発区域の土地所有者若しくは土地に係る権利者であるときは、許可申請書に実印を押印するとともに印鑑証明書を添付することでのその者の施行同意書を不要とすることができる。</u></p>
--	--	---------------------------------------	-------------------------------	--	--	---------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

公 共 施 設 管 理 者 の 同 意 書 の 項 か ら そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 書 類 の 項 ま で 略	略	略	略
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	---	---

公 共 施 設 管 理 者 の 同 意 書 の 項 か ら そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 書 類 の 項 ま で 略	略	略	略
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	---	---

第 2 5 公共施設の管理者の同意等

(公共施設の管理者の同意等)
 法第 3 2 条 略
 2 及び 3 略
 (開発行為を行うについて協議すべき者)
 政令第 2 3 条 略

- 1 本文 略
- (1) 及び (2) 略
- (3) 手続

第 2 5 公共施設の管理者の同意等

(公共施設の管理者の同意等)
 法第 3 2 条 略
 2 及び 3 略
 (開発行為を行うについて協議すべき者)
 政令第 2 3 条 略

- 1 本文 略
- (1) 及び (2) 略
- (3) 手続

【条例】

(事前協議)

第6条 略

(我孫子市開発行為検討会の設置)

第7条 略

(協議書の締結)

第8条 略

(事前協議の変更)

第9条 略

【規則】

(条例第6条第1項に規定する事前協議の手続き)

第6条 略

別表第1(第6条、第10条関係)

協議担当課		主な協議事項
企画 総務 部の 項か ら消 防本 部の 項ま で 略	略	略
水道 局	給水課	略
教育 委員	略	略

【条例】

(事前協議)

第6条 略

(我孫子市開発行為検討会の設置)

第7条 略

(協議書の締結)

第8条 略

(事前協議の変更)

第9条 略

【規則】

(条例第6条第1項に規定する事前協議の手続き)

第6条 略

別表第1(第6条、第10条関係)

協議担当課		主な協議事項
企画 総務 部の 項か ら消 防本 部の 項ま で 略	略	略
水道 局	経営課	略
教育 委員	略	略

会教 育総 務部 の項 及び 教育 委員 会生 涯学 習部 の項 略		
農業委員会事 務局	略	

会教 育総 務部 の項 及び 教育 委員 会生 涯学 習部 の項 略		
農業委員会事 務局	略	

第 2 6 用途地域等

(開発許可の基準)

法第 3 3 条第 1 項

本文 略

- (1) 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。
ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 当該申請に係る開発区域

第 2 6 用途地域等

(開発許可の基準)

法第 3 3 条第 1 項

本文 略

- (1) 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。
ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 当該申請に係る開発区域

内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第39条第1項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合 当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第49条第1項若しくは第2項、第49条の2、第60条の2の2第4項若しくは第60条の3第3項（これらの規定を同法第88条第2項において準用する場合を含む。）又は港湾法第40条第1項（**同法第50条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。**）の条例による用途の制限を含む。）

ロ 略

第29 公園・緑地

（開発許可の基準）

法第33条 略

（条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準）

内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第39条第1項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合 当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第49条第1項若しくは第2項、第49条の2、第60条の2の2第4項若しくは第60条の3第3項（これらの規定を同法第88条第2項において準用する場合を含む。）又は港湾法第40条第1項の条例による用途の制限を含む。）

ロ 略

第29 公園・緑地

（開発許可の基準）

法第33条 略

（条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準）

政令第 29 条の 2 略

1 及び 2 略。

3 法令の解説・基準等

(1) 設置すべき施設の種類及び面積等

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)

政令第 25 条 略

(公園等の設置基準)

省令第 21 条 略

【条例】

(公園、緑地又は広場の設置)

第 14 条 略

ア 公園等の適用除外

政令第 25 条第 6 号のただし書の適用は、次のいずれかに該当する場合とする。

(ア) から (オ) まで 略

(カ) 次のいずれかに該当する建築物の建築を目的で行う開発行為

a から d まで 略

e 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院の敷地に隣接又は近接して建築される看護師寮である建築物

f 学校教育法第 1 条に規

政令第 29 条の 2 略

1 及び 2 略。

3 法令の解説・基準等

(1) 設置すべき施設の種類及び面積等

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)

政令第 25 条 略

(公園等の設置基準)

省令第 21 条 略

【条例】

(公園、緑地又は広場の設置)

第 14 条 略

ア 公園等の適用除外

政令第 25 条第 6 号のただし書の適用は、次のいずれかに該当する場合とする。

(ア) から (オ) まで 略

(カ) 次のいずれかに該当する建築物の建築を目的で行う開発行為

a から d まで 略

定する学校のうち、大学の敷地に隣接又は近接して建築される学生寮である建築物

(キ)から(ケ)まで 略

第30 消防水利

(開発許可の基準)

法第33条 略

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)

政令第25条 略

1 消防水利の種別

消防水利の種別は、我孫子市消防水利施設整備基準に適合した防火水槽及び消火栓とする。

2 消防水利の設置

消防水利の設置は、我孫子市消防水利施設整備基準によるものとする。

(キ)から(ケ)まで 略

第30 消防水利

(開発許可の基準)

法第33条 略

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)

政令第25条 略

1 消防水利の種別

消防水利の種別は、我孫子市開発行為に係る消防施設等設置基準(平成14年告示第3号)に適合した防火水槽及び消火栓とする。

2 消防水利の設置

(1) 消防水利の設置は、次の基準によるものとする。

ア 40立方メートルの防火水槽又は消火栓(直径150ミリメートル以上の水道管に取り付けられているもの。ただし、管網の一辺が180メートル以下となるように配管されている場合は、直径75ミリメートル以上の水道管とすることができる。)を1基以上設置す

るものとする。ただし、開発区域の面積が3,000平方メートル未満の場合で、かつ、当該開発区域が既存の消防水利から半径120メートル以内にあり、当該消防水利で開発区域すべてを包含できる場合は、この限りではない。

イ 消火栓は、当該消火栓の包含範囲以内に幹線道路、河川、踏切、擁壁、崖、建築物等ホースを延長することが困難な部分があるときは、必要に応じて増設するものとする。

(2) 消防水利の配置は、一の消防水利から120メートル以内に設けるものとし、消防自動車が容易に活用できるようにするものとする。

(3) 防火水槽の吸入口又は吸管投入孔は、道路部分から2メートル以内に設けなければならない。

3 その他

(1) 消防水利の設置に係る手続きについては、我孫子市消防水利施設整備基準によるものとする。

(2) 消防活動用空地の設置及びその手続きについては、我孫子市消防活動用空地設置基準によるものとする。

3 その他

上記以外の消防水利に関する事項（防火水槽の種類及び構造、消防隊活動用地並びに申請手続きなど）に関しては、我孫子市開発行為に係る消防施設等設置基準（平成14年告示第3号）によるものとする。

第 3 5 造成工事

(開発許可の基準)

法第 3 3 条第 1 項 略

(7) 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和三十六年法律第百九十一号) 第十条 第一項の宅地造成等工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。
宅地造成及び特定盛土	開発行為 (宅地造成	宅地造成及び特定盛土

第 3 5 造成工事

(開発許可の基準)

法第 3 3 条第 1 項 略

(7) 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和三十六年法律第百九十一号) 第十条 第一項の宅地造成等工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに	津波防災地域づくりに	津波防災地域づくりに

<p>等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域</p>	<p>及び特定盛土等規制法第三十条第一項の政令で定める規模（同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模のものに限る。）に関する工事</p>	<p>等規制法第三十一条の規定に適合するものであること。</p>
<p>津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域</p>	<p>津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事</p>	<p>津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。</p>
<p>2 略</p>		

1 法第33条第1項第7号は、開発

<p>関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域</p>	<p>関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事</p>	<p>関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。</p>
<p>2 略</p>		

1 法第33条第1項第7号は、開発

区域内の土地が、地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害のおそれがある土地の場合は、安全上必要な措置が講ぜられるように設計されていることを規定している。

具体的な基準については以下の政令、省令でその詳細を規定している。

条 文	基 準 の 概 要
略	略

なお、政令、省令に規定するもののほか、開発行為に関する設計・施工の計画に当たっては、「**盛土等防災マニュアルの解説**」によるものとする。

2 略

3 法令の解説・基準等

(1)から(4)まで 略

(5) 盛土地盤の滑り防止（政令第28条第5号）

政令第28条 略
(5) 略

ア 本文 略

㊦ 略

※詳細は、**盛土等防災マニュアルの解説**「傾斜地盤上の盛土における排水構造の例」を参照

イ 略

区域内の土地が、地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害のおそれがある土地の場合は、安全上必要な措置が講ぜられるように設計されていることを規定している。

具体的な基準については以下の政令、省令でその詳細を規定している。

条 文	基 準 の 概 要
略	略

なお、政令、省令に規定するもののほか、開発行為に関する設計・施工の計画に当たっては、「**宅地防災マニュアルの解説**」によるものとする。

2 略

3 法令の解説・基準等

(1)から(4)まで 略

(5) 盛土地盤の滑り防止（政令第28条第5号）

政令第28条 略
(5) 略

ア 本文 略

㊦ 略

※詳細は、**宅地防災マニュアルの解説**「傾斜地盤上の盛土における排水構造の例」を参照

イ 略

(6) 崖面の保護（政令第28条第6号）

政令第28条 略

(6) 略

省令第23条 略

（擁壁に関する技術的細目）

省令第27条 略

ア及びイ 略

ウ 擁壁

(ア) 擁壁の種類 略

(イ) 擁壁の構造計算

一般的な擁壁の構造を定めている**宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）**では、コンクリート造の擁壁は、理論的検討を行い得るため、これらについては構造計算によってその安全性を確保することとしている。

また、間知石その他の練積み造擁壁は、構造形式からは一種の重力式擁壁と見なすことができ、ある範囲内においては、構造耐力上の信頼性は鉄筋コンクリート造

(6) 崖面の保護（政令第28条第6号）

政令第28条 略

(6) 略

省令第23条 略

（擁壁に関する技術的細目）

省令第27条 略

ア及びイ 略

ウ 擁壁

(ア) 擁壁の種類 略

(イ) 擁壁の構造計算

一般的な擁壁の構造を定めている**宅地造成等規制法施行令**では、コンクリート造の擁壁は、理論的検討を行い得るため、これらについては構造計算によってその安全性を確保することとしている。

また、間知石その他の練積み造擁壁は、構造形式からは一種の重力式擁壁と見なすことができ、ある範囲内においては、構造耐力上の信頼性は鉄筋コンクリート造等の擁壁と同等と考えられるものの、理論上の安全性を

等の擁壁と同等と考えられるものの、理論上の安全性を検討することは困難なため、経験的な観点から構造について定めている。

義務擁壁を設ける場合は、**宅地造成及び特定盛土等規制法施行令**を準用し、設計することとする。

エ 省令第23条第1項

(ア)から(ウ)まで 略

(エ) その他の基準

a 斜面上の擁壁

本文略

(a)から(c)まで

略

図 略

※上記図表は、**盛土等防災マニュアル**による。

b及びc 略

d 多段擁壁

本文 略

図 略

※上記図表は、**盛土等防災マニュアル**による。

(オ) 略

検討することは困難なため、経験的な観点から構造について定めている。

義務擁壁を設ける場合は、**宅地造成等規制法施行令**を準用し、設計することとする。

エ 省令第23条第1項

(ア)から(ウ)まで 略

(エ) その他の基準

a 斜面上の擁壁

本文略

(a)から(c)まで

略

図 略

※上記図表は、**宅地防災マニュアル**による。

b及びc 略

d 多段擁壁

本文 略

図 略

※上記図表は、**宅地防災マニュアル**による。

(オ) 略

a 及び b 略

オからケまで 略

コ 省令第 27 条第 1 項第
2 号

本文 略

(ア) 水抜穴の配置

1 個の内径を 7.5 cm 以上とする水抜穴が、壁面の面積 3 m²以内ごとに配置されていなければならない。**(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 12 条)**

(イ) 及び (ウ) 略

サ及びシ 略

(7) 略

(8) その他の基準

ア 擁壁の構造
略

イ 擁壁の構造計算及び構造

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造計算は、**宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 9 条**の規定を準用する。

また、間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、**宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 10 条**の規定を準用する。

a 及び b 略

オからケまで 略

コ 省令第 27 条第 1 項第
2 号

本文 略

(ア) 水抜穴の配置

1 個の内径を 7.5 cm 以上とする水抜穴が、壁面の面積 3 m²以内ごとに配置されていなければならない。**(宅地造成等規制法施行令第 10 条)**

(イ) 及び (ウ) 略

サ及びシ 略

(7) 略

(8) その他の基準

ア 擁壁の構造
略

イ 擁壁の構造計算及び構造

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造計算は、**宅地造成等規制法施行令第 7 条**の規定を準用する。

また、間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、**宅地造成等規制法施行令第 8 条**の規定を準用する。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第9条

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

前条第1項第2号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

(1) 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によつて擁壁が破壊されないこと。

(2)から(4)まで 略

2及び3 略

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第10条

(練積み造の擁壁の構造)

第8条第1項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ(**第1条第4項**に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。)が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端

宅地造成等規制法施行令第7条

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

前条の規定による鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

(1) 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によつて擁壁が破壊されないこと。

(2)から(4)まで 略

2及び3 略

宅地造成等規制法施行令第8条

(練積み造の擁壁の構造)

第6条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ(**第1条第5項**に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。)が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端

の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。

(2)から(4)まで 略

別表第2 (第9条、第30条、第35条関係)

表 略

別表第3 (第9条、第30条、第35条関係)

表 略

別表第4 (第9条、第30条関係)

表 略

ウからカまで 略

第40 申請者の資力及び信用

(開発許可の基準)

法第33条第1項

本文 略

(12) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 (当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。) 又は住宅以外の建

の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。

(2)から(4)まで 略

別表第2 (第7条関係)

表 略

別表第3 (第7条関係)

表 略

別表第4 (第8条関係)

表 略

ウからカまで 略

第40 申請者の資力及び信用

(開発許可の基準)

法第33条第1項

本文 略

(12) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為 (当該開発行為の

建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（**当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに**当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

（申請者に自己の開発行為を行うために必要な資力及び信用がなければならぬ開発行為の規模）

政令第24条の2 略

1 略

第41 工事施工者の能力

（開発許可の基準）

法第33条第1項 略

(13) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（**当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する**

中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

（申請者に自己の開発行為を行うために必要な資力及び信用がなければならぬ開発行為の規模）

政令第24条の2 略

1 略

第41 工事施工者の能力

（開発許可の基準）

法第33条第1項 略

(13) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で

ものを除く。)又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為 (**当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに**

当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。) 以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

(工事施行者に自己の開発行為に関する工事を完成させるために必要な能力がなければならない開発行為の規模)

政令第24条の3 略

1 略

第63 変更許可

(変更の許可等)

法第35条の2 略

(開発行為を行うについて協議すべき者)

政令第23条 略

(開発行為の変更について協議す

行う開発行為 (当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。) 以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

(工事施行者に自己の開発行為に関する工事を完成させるために必要な能力がなければならない開発行為の規模)

政令第24条の3 略

1 略

第63 変更許可

(変更の許可等)

法第35条の2 略

(開発行為を行うについて協議すべき者)

政令第23条 略

(開発行為の変更について協議す

<p>べき事項) 政令第31条 略</p>	<p>べき事項) 政令第31条 略</p>
<p>1 略</p> <p>2 軽微な変更(省令第28条の4) 法第35条の2第1項ただし書の軽微な変更は次に掲げるものとし、当該変更を行う前に市長に届出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる工事施工者の変更</p> <p>ア 自己居住用(専用住宅に限る。)及び住宅以外の自己業務用(開発区域面積が1ha未満に限る。)の開発行為<u>(当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。)</u>における工事施行者の変更。</p> <p>イ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 軽微な変更(省令第28条の4) 法第35条の2第1項ただし書の軽微な変更は次に掲げるものとし、当該変更を行う前に市長に届出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる工事施工者の変更</p> <p>ア 自己居住用(専用住宅に限る。)及び住宅以外の自己業務用(開発区域面積が1ha未満に限る。)の開発行為における工事施行者の変更。</p> <p>イ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。